

身体拘束等適正化のための指針

株式会社あかり（以下「事業所」という。）は、事業所が実施する事業における高齢者や障害者などの利用者等（以下「利用者」という。）の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、身体拘束等適正化のための本指針を定める。

1 基本方針

身体拘束は、利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないことを基本理念とする。

緊急やむを得ない場合とは、次の3つの要件を全て満たしている状況に限る。

(1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に事態を収拾する方法がないこと。

(3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体的拘束に該当する具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為は以下のとおりとする。

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

3 身体拘束等適正化のための具体的措置

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所において身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するため、「身体拘束適正化検討委員会」を設置する。なお、この身体拘束適正化検討委員会は、虐待防止委員会と一体的に設置・運営してもよいものとする。

(2) 身体拘束及び行動制限の原則禁止

当事業所では、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束及びその行動制限を原則禁止とするが、やむを得ず身体拘束を行う場合については、身体拘束適正化検討委員会において事前に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害（影響）よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件を全て満たした場合のみ、本人又は家族の同意を得て行う。

身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要を生じさせないため、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応答等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保するため、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

(4) 職員研修の実施

- ① 職員に対する身体拘束の適正化のための研修内容は、身体拘束廃止と人権を尊重した利用者への対応徹底を図るものとする。
- ② 研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- ③ 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する。

4 指針の閲覧

「虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和5年4月1日から施行する。